

事務連絡

令和 7 年 5 月 13 日

各区市町村

ひきこもりに係る支援主管課長 様

東京都福祉局生活福祉部生活支援担当課長

鈴木 豪

東京都ひきこもりサポートネットにおける「多職種専門チーム」について（案内）

日頃から、東京都の福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

都における多職種専門チームの設置については、令和 4 年 8 月 22 日付 4 福保生地第 889 号で通知し、その活用をご案内しているところです。

今年度についても下記のとおり実施しますので、改めて本チームの活用及び管内への周知をお願いいたします。

記**1 多職種専門チームの内容**

東京都ひきこもりサポートネット内に、医療、心理、法律、福祉の各分野からなる専門家チームを設置し、ひきこもりの課題に加えて、生活困窮や精神疾患、介護等の課題を複合的に抱えるケースについて、隔月開催の検討会議により、各自治体への専門的アドバイスを実施します。（別添参照）

なお、検討会議以外の場においても困難ケース等についての相談を受け付け、コンサルテーションを実施しています。こちらは随時受け付けていますので、ぜひご活用ください。

2 多職種専門チームへの相談方法

ひきこもりサポートネットに事前連絡の上、別紙 1「ケースカンファレンスシート（事前提出用）様式」に必要事項を記載し、同サポートネット宛てにメール送付ください。

なお、助言等を希望する担当部署は、ひきこもり主管部署でなくても差し支えありませんが、事前連絡や様式の提出等は、必ず各自治体のひきこもり主管部署を通じて行ってください。

（事前連絡先）【東京都ひきこもりサポートネット】

電話：03-6806-2441 email：fujiwara.kenta@hikikomori-tokyo.jp

3 個人情報の取扱い

本チームへ相談を行う際、個人情報を提供する必要がある場合には、別紙 1 と併せて、別紙 2「個人情報の取扱いに関する同意書」をサポートネット宛てに御提出ください。

（担当）東京都福祉局生活福祉部地域福祉課

生活支援担当 中野、本橋、水沼

電話 03-5320-4039

メール S1140403@section.metro.tokyo.jp

(別紙1)

東京都ひきこもりサポートネット 多職種専門チームによるケースカンファレンス申請（事前提出）シート

記入日：令和 年 月 日

ケースカンファレンスシート（事前提出用）

<記入者>

自治体名：

担当部署名：

担当者名：

連絡先：

相談者	父 ・ 母 ・ きょうだい（ ） ・ 本人 ・ その他（ ）		
対象者の年代		対象者の性別	男 ・ 女 ・ 選択なし
○家族構成（単身／複数世帯の別。親族との関係性等）			
◆本人の疾患及び障害の有無（通院歴、服薬、診断名、治療の状況等）			
◆本人の経済状況（生活保護、困窮の度合い等）			
◆本人のこれまでの経緯（生活歴・学歴・職歴・病歴・活動意欲の程度等）			
◆本人が利用した（している）支援機関・サービス ① ② ③			
◆本人を支援する上での課題（できるだけ具体的に）			

(別紙1)

■ 家族が利用している支援機関・サービス（家族自身が利用しているもの） ① ② ③
■ 家族を支援する上での課題（できるだけ具体的に）
○ 相談内容の概略 （自治体の考え方・支援方針を踏まえ、多職種専門チームへの相談に当たって特に気になること等）
○ 多職種専門チームの相談したい分野（複数回答可） ☐ 心理（臨床心理士／公認心理師） ☐ 法律（弁護士） ☐ 福祉（社会福祉士／精神保健福祉士） ☐ 医療（医師）

* 記載欄は必要に応じて広げてください

※必要に応じてケース検討会議への同席をお願いする場合がありますので、可能な範囲でご参加ください。

※日時については事前に予定日をお知らせした上で調整します。

個人情報の取扱いに関する同意書

東京都ひきこもりサポートネットで支援を受けるために、下記のとおり、区市町村から東京都ひきこもりサポートネットに個人情報を提供することについて同意します。

記

1 提供される個人情報の内容

相談者の氏名、住所、連絡先、ひきこもり本人の年齢、ひきこもり歴、性別等

2 提供先における個人情報の利用目的

個人情報は、多職種専門チームによるチーム検討会議やコンサルテーション等において支援内容の検討のために利用します。なお、これ以外の目的には利用しません。

私に関する個人情報を、上記のとおり取り扱うことに同意します。

西暦 年 月 日

相談者本人署名

〔相談者本人が未成年の場合〕

法定代理人署名

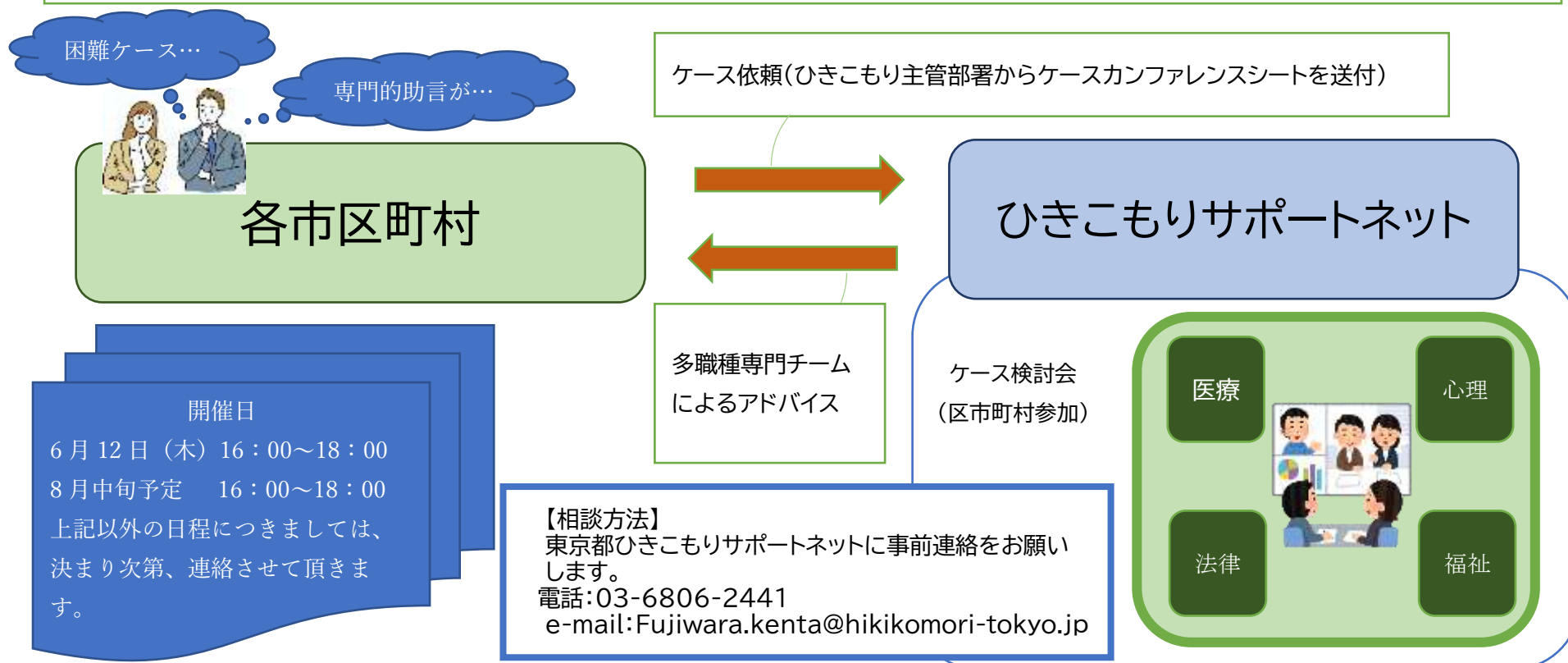
(続柄)

注) ・相談者本人が成人の場合、本人署名がなければならない。

・相談者本人が未成年の場合、法定代理人署名があれば本人が同意したものとみなす。

多職種専門チームの設置及び開催日

- ・医療(医師)、心理(臨床心理士/公認心理士)、法律(弁護士)、福祉(社会福祉士/精神保健福祉士)の各分野について1名ずつの専門家により構成
 - ・ケースカンファレンス(隔月開催)により、区市町村向け専門的アドバイスを実施
- ※今までの相談例を裏面に載せて頂いています。



今まで実施されたケースカンファレンス例

ケース①

- 当事者(60代・障害・介護認定有)、妻(専業主婦)、長男(障害者雇用で就労)、長女(正規雇用)の世帯
 - ・母と長女が本人の日常生活の世話を行っていたが、それぞれの理由により世話する時間を確保できなくなってきた。
 - ・しかし本人は公的な障害及び介護サービスを拒否している。
 - (医療)親の介護で困っている人向けのネットワークの紹介
 - (福祉)認知症で介護拒否があり困っている人向けのネットワークの紹介
 - 本人が拒否しても受けれる公的サービスの紹介及びこれにより必要なサービスを受給できたケース例の紹介

ケース②

- 当事者(10代後半)、父の世帯
 - ・本人は私立小学校に入学後、母の教育虐待を受けていた。中2の時に母が亡くなってから勉強しなくなり、ひきこもり。
 - ・父は自身の体調が万全でないため、本人の将来を案じ国民の義務を伝えるも、様々な弁明をし、変化なしのため相談。
 - (心理)本人のことばの裏を読んで関わるよう助言
 - 地頭が良く、丸く収まる方法を把握していると思われるため、返答があった際に「本当は〇〇なんじゃない？」と裏のことばを伝えと効果的
 - また教育虐待を受けてきたなど、本人の思いを汲み取ってもらえなかった経験があるため、「家族」を体験させるために地域の居場所を紹介

ケース③

- 当事者(10代後半)、父の世帯
 - ・本人は不登校が原因で中2から他者と関わりがなく、ひきこもり。
 - ・当時父は不登校を認めず、父の価値観(いい大学、就職先へ進め)を押し付け、本人が家出したこともあった。
 - ・父は価値観の押し付けを反省し、家族会への参加や長期間民間カウンセリングを利用して本人への支援を実施。
 - (心理)父は尽力しており、これ以上の支援は本人に逆効果のため、支援を控えさせるよう助言
 - 『よいアドバイスでも本人の気持ちが落ちている時は逆効果なので、様々伝えるのは止めましょう』
 - 『本人が情報を受け入れられるタイミングが来たら、伝えられるように情報収集する期間にしましょう』など